調查計画

- 1 調査の名称(□特定一般統計調査 ■その他の一般統計調査) フリーランスの業務及び就業環境に関する実態調査
- 2 調査の目的

本調査は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)(以下「本法」という。)に基づき、政省令事項等を検討・策定する際の基礎資料を得るため、フリーランスの取引状況や就業環境の実態を把握することを目的とする。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域的範囲(■全国 □その他)
- (2) 属性的範囲(■個人 □世帯 □事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他) 本法第2条第1項に規定する「特定受託事業者」になり得る者
- 4 報告を求める個人又は法人その他の団体
- (1) 報告者数

約1,200人(母集団の大きさ:約462万人)

(2) 報告者の選定方法(□全数 □無作為抽出(□全数階層あり) ■有意抽出) 民間の調査会社に登録されているモニターに対して、スクリーニング調査(予備調査)を行い、本法の「特定受託事業者」になり得るフリーランス(以下、単に「フリーランス」という。)を有意抽出の手法で抽出する(選定方法の詳細については、別添参照)。

- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (1) 報告を求める事項

ア フリーランスが従事する業務の類型

- イ フリーランスが従事する業務の契約期間(具体的な期間)
- ウ フリーランスが受けた納得できない行為(経験の有無)
- エ フリーランスにとって取引が継続される期間の傾向(具体的な期間)
- オ 取引先からの発注の際に記載する事項として、業務遂行上望ましい事項(具体的な事項) *
- カ 取引先からの発注の際に記載する事項として、発注控えにつながる事項(具体的な事項) *

- キ 取引先から支払われる報酬の形態(具体的な形態)
- ク フリーランスが業務の募集情報を閲覧する際、応募先の選定に当たって考慮する事項と実際に応募し た際に募集情報と異なる内容が示された事項(具体的な事項)
- ケーフリーランスが契約を途中で解除された理由(具体的な理由)
- コ フリーランスが育児介護等の事由が生じた際に発注者に求める配慮の内容と配慮の申出をしづらい事 由(具体的な配慮の内容、配慮の申出をしづらい具体的な事由) *
- サ フリーランスが受けたハラスメント行為の行為主体と行為内容(行為主体と具体的な行為内容)
- シ 回答者の属性(年齢、性別及び産業)

(「*」を付した事項については、意識等に関する事項を指す。)

[集計しない事項の有無] ■無 □有

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施時点。ただし、「報告を求める事項」に記載した項目のうち、イ及びウについては、令和4年 1月から調査実施時点までの実績

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1)調査系統

公正取引委員会 • 厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

(2) 調査方法

□郵送調査 ■オンライン調査 (□政府統計共同利用システム ■独自のシステム □電子メール) □調査員調査 □その他 ()

[調査方法の概要]

- ・公正取引委員会から調査事務を受託した民間事業者が、報告者(当該事業者等に登録されているモニター)に対してオンラインで回答を依頼する。
- ・報告者は、当該事業者が開設するオンラインシステムにアクセスして回答を行う。なお、オンラインシステムの利用に際しては、利用者 I D及びパスワードによる利用者認証機能を設けるとともに、暗号化した状態でデータ送信を行う。
- ・当該事業者は、調査票(入力画面)の設定、入力された情報の管理、督促、審査及び疑義照会を行う。

7 報告を求める期間

(1)	調査の周期
(I /	DD T (// D 79)

■1回限り □毎月 □四半期 □1年 □2年 □3年 □5年 □不定期 □その他()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年: 年)

(2)調査の実施期間又は調査票の提出期限 令和5年9月中旬~下旬

8 集計事項

- 第1表 回答者の属性(年齢、性別及び産業別)
- 第2表 フリーランスが従事する業務の類型(各類型/回答母数)
- 第3表 フリーランスが従事する業務の契約期間(各期間/回答母数)
- 第4表 フリーランスにとって取引が継続される期間の傾向(各期間/回答母数)
- 第5表 業務の契約期間とその業務を委託する取引先から納得できない行為を受けた経験の有無の相関関係(各期間と経験の有無のクロス集計)
- 第6表 フリーランスが従事する業務の類型(第2表)ごとの契約期間(各期間/業務の各類型)
- 第7表 業務を委託する取引先とのその業務に係る継続取引を期待する契約期間(各期間/回答母数)
- 第8表 フリーランスが取引先からの発注の際に記載する事項として業務遂行上望ましい事項 (選択された事項の回答数(順位ごと))
- 第9表 フリーランスが取引先からの発注の際に記載する事項として、発注控えにつながる事項
- 第10表 第8、9表の各事項を3つの回答別にまとめた区分表 (注)
- 第11表 取引先から支払われる報酬の形態 (具体的な形態)
- 第12表 フリーランスが業務の募集情報を閲覧する際、応募先の選定に当たって考慮する事項(選択された 事項の回答数(順位ごと))
- 第13表 フリーランスが募集情報を確認し、実際に応募した際に募集情報と異なる内容が示された事項(選択された事項の回答数(順位ごと))
- 第14表 フリーランスが契約を途中で解除された理由(選択された事項の回答数(順位ごと))
- 第15表 フリーランスが、育児介護等の理由が生じた際に、取引先に求める配慮の内容(選択された事項の回答数(順位ごと))
- 第16表 フリーランスが、育児介護等を理由とする配慮を求めにくい理由(選択された事項の回答数(順位 ごと))
- 第17表 フリーランスが受けたハラスメント行為とその行為主体(選択された事項の回答数(順位ごと))
- (注) 「①明示事項として望ましいという意見が多く、かつ、発注控えにつながる懸念がそれほど示されていない事項」、「②明示事項として望ましいという意見が多い一方、発注控えにつながる懸念が示されている事項」、「③明示事項として望ましいという意見が少ない事項」の3つに区分する。
- 9 調査結果の公表の方法及び期日

(1)	公表・非公表の別(■全部公表 □一部非公表 □全部非公表)
(2)	公表の方法(■e-Stat □インターネット(e-Stat以外) □印刷物 □閲覧)
(3)	公表の期日
	令和6年2月までに公表
	なお、調査結果の一部は、検討会の資料として令和5年10月頃から使用・公表予定である。

10 使用する統計基準等

□使用する→□日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他(

■使用しない

本調査は、フリーランスを対象としたモニター調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。

なお、集計結果は単純集計して表章を行うこととしており、フリーランスの産業を分類する際には、日本標準産業分類や日本標準職業分類よりも、より実態を反映していると考えられる、独立行政法人労働政策研究・研修機構が実施した調査研究で使用されている分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票の内容を記録した電磁的記録	常用	公正取引委員会事務総局 官房参事官 厚生労働省 雇用環境・均等局総務課長

標本設計に関する資料

1 母集団及び標本抽出の方法について

民間の調査会社に登録されているモニターを母集団とし、本法の「特定受託事業者」になり得るフリーランス(詳細は後記2)をスクリーニング調査によって有意抽出する。なお、妊娠・出産に関連する問(別添2参照)があるため、女性の母集団を確保するために性別(男女)のみ層化抽出を行う(年齢、業種などその他の母集団の性質については、層化抽出は行わない)。

2 報告者数について

事項	内容
抽出方法	層化抽出(有意抽出)
層化基準	女性の割合が回答者全体の3分の1 (33.3%) を超えるように層化抽出を 行う。
目標精度	調査票の各問に対する回答結果(主に選択式の問の回答割合)について、その標準誤差の目標精度を 2.5%以内 (95%信頼区間は標本誤差約5%以内)と設定する。なお、精度設計を行うために、無作為抽出における標本誤差の公式を代用している。
計算式	目標精度 2.5%を達成するため、有効回答数が 400 名必要である(※)。調査票(別添 1)の 5 Q 1・2(妊娠・出産に関連する問)の有効回答 400 名を確保するために、同調査票の 7 Q 2 において、「男性」、「その他」を選択する者がそれぞれ一定数いることから「女性」を選択する割合を 3 人に 1 人と仮定して、調査対象者数を 400×3=1,200 名とする(令和 4 年度調査で回答者のうち「女性」を選択した割合が 10%程度であったことに鑑みると、上記の層化抽出を行わなければ、報告者数が 4,000 人以上必要となり、調査費用がかなり上がることとなる)。 なお、本法の「特定受託事業者」になり得るフリーランスを有意抽出するため、本調査の前段階として、 ①自営業主、一人社長(雇用されていない。企業や団体から業務委託を受けている場合を含みます)」 ②主な取引先が、企業又は自営業主(従業員あり)、である ③従業員を雇用していないという3要件を満たす者を抽出するスクリーニング調査を行う。
目標回収率	100%

(※) 400 名の算定根拠

回答割合 p に対する標準誤差の推計値 α は以下で表される。

$$\alpha = \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{p(1-p)}{n}} \approx \sqrt{\frac{p(1-p)}{n}}$$

N: 母集団サイズ、n: 標本サイズ % $\lceil \approx \rfloor$ はNが十分大きい場合の近似式

標準誤差 α は p=0.5 のとき最大になることから、p=0.5 のときの標準 誤差が 2.5%となるよう標本サイズ n を求めると、

$$n = \frac{p(1-p)}{\alpha^2} = \frac{0.5(1-0.5)}{(0.025)^2} = 400$$

となる。

- 3 標本交替等を行う場合の方法 「標本の代替方法」及び「標本の交替」いずれも該当なし
- 4 母集団推計を行う場合の推計方法 集計時に母集団推計を行う予定はない。

なお、令和2年度の個人事業主・フリーランスの実態に関する調査報告書 (㈱三菱総合研究所)の結果によると、我が国のフリーランスは「462万人」と推計される。